

## 役員報酬等規程

### (目的)

第1条 この規程は、常勤役員の報酬等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程において常勤役員とは、会長、専務理事、常務理事及び常勤監事をいう。

### (報酬月額)

第2条 常勤役員の報酬月額は理事会において定める。

### (役員手当)

第3条 常勤役員に、役員手当を支給する。

2 役員手当の額は、会長、専務理事、常務理事については報酬月額の25%以内の額で、常勤監事については報酬月額の18%以内の額で会長が定める。ただし、職員から引き続き常勤役員となった者については、満60歳に達する年度の3月31日までの期間は報酬月額の18%とする。

### (期末手当、夏期手当および通勤手当)

第4条 常勤役員に、期末手当、夏期手当及び通勤手当を職員に準じて支給する。

2 期末手当及び夏期手当には、職員へ支給される勤勉手当の支給率を加算する。

3 期末手当及び夏期手当（前項の加算額も含む。）の算定に際しては、報酬に役員手当を加算した額を算定の基礎額とする。

### (その他)

第5条 前条に定めるもののほか、職員から引き続き常勤役員となった者について、満60歳に達する年度の3月31日までの期間は、管理職手当を除く手当を職員に準じて支給する。

## 附 則

### (施行の時期)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

### (施行の時期)

この規程の一部改正は、平成19年11月15日から施行する。

(施行の時期)

この規程の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

(施行の時期)

この規程の一部改正は、平成20年4月16日から施行する。

(施行の時期)

この規程の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

<改正内容>

第1条第2項における「副会長」及び「常勤理事」を削除する。

(施行期日)

この規程は平成30年6月4日に制定し、平成30年7月1日から適用する。

<改正内容>

- 1 第3条以下を繰り下げし、第3条に役員手当の条文を追加する。
- 2 第4条3項中の「職員に準じてその算定の基礎額に役職加算を行うものとし、その加算割合は報酬月額16%とする。」を「報酬に役員手当を加算した額を算定の基礎額とする。」に改める。
- 3 第5条中の「常勤役員となった者については、」を「常勤役員となった者について」に改める。
- 4 第5条中の「次の手当を」を「管理職手当を除く手当を職員に準じて」に改める。
- 5 第5条1号及び2号を削除する。